

4 増資・合併・株式分割等と税金

増資には種々の形態がありますが、大別すると、「有償増資」と「無償増資」（株式分割）に分けられます。

さらに、「有償増資」には、「株主割当」、「公募」、「第三者割当」があります。

これらの課税関係は、次のようになっています。

[1] 有償増資と税金

① 株主割当による有償増資

株主割当^{〈注〉}とは、発行会社が株主に対して時価より低い価額で新株を購入することができる権利（「株式の割当てを受ける権利」）を与えて行う増資のことですが、この増資については、株主には課税関係が生じません。

株主に「株式の割当てを受ける権利」が与えられた場合、プレミアムが付くのが普通ですが、一方では、それまで株主が所有していた旧株（親株）の方は、増資権利落ちによりその分だけ値下がりすることになるためです。

なお、この場合の新旧株式の1株当たりの取得価額は、次のように計算します。

$$\text{増資直後の新旧1株当たりの取得価額} = (\text{旧株1株当たりの取得価額} + \text{新株1株当たりの払込金額} \times \text{旧株1株当たりの新株数}) \div (\text{旧株1株当たりの新株数} + 1)$$

〈注〉平成18年5月1日施行の会社法において、株主割当は新株予約権を割り当てる制度を利用して行われることとなりました。

② 時価発行による公募増資

かつては一般的であった株主割当増資に代わって、最近では時価発行（公募）が一般的になっています。

公募による増資は、一般に時価で売り出されますので、これも課税の対象にはなりません。新株公募にあたって、公募価額と時価に若干の差があり、プレミアム相当の経済的利益を得ることがありますが、税法上は問題とされません。

③ 第三者割当による増資

第三者割当とは、株主以外に「株式の割当てを受ける権利」を与える増資のことです。会社の役員、従業員、取引先、いわゆる縁故関係に当たる特定の第三者に「株式の割当てを受ける権利」を与え

て増資をする代表的なもので、「縁故者割当」とも呼ばれます。

この場合、払込価額が時価による場合は課税関係は生じませんが、割当者に特に有利な発行価額であるときは、払込期日の新株価額から発行価額を差し引いた金額が課税の対象となります。

この所得は、

- ・原則的には一時所得扱いになり、確定申告が必要
- ・その発行会社の役員や従業員に新株予約権（＝ストックオプション／96ページ参照）が与えられた場合には、給与所得や退職所得扱いとなり、所得税の源泉徴収が必要

となります。

一時所得扱いの場合の収入時期は申込期日で確定されるのが一般的です。

また、新株の価額が払込期日の翌日から1か月以内に低落した場合には、その低落した最低の価額を新株の価額とすることになります。

●株式分割の課税関係

株式分割の形態	課税関係
① 株式分割が単独で行われるケース ② 資本準備金またはその他資本剰余金の資本組入れを伴う株式分割のケース	剰余金の配当に該当しないため、課税関係は生じません。

※利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金）の資本組入れは、会社法（会社計算規則の定めによる）によってできないこととされましたが、平成21年3月27日付の会社計算規則の改正により利益剰余金の資本組入れができることになっています。

[2] 株式分割と税金

株式分割とは、1株を2株にするなど、すでに発行されている株式を細分化して多数の株式とすることと定義されています。

すなわち、株式分割とは同種株式を無償で発行し、株主に対して持株数に応じて分与するものといえるものです。

株式分割に対する課税関係の概要は、下表のようになっています。

〈注〉平成18年5月1日施行の会社法において、株式無償割当て制度が創設されました。同一の種類株式を取得した場合は、株式分割と同様に取得価額の修正が必要となります（52ページ、94～95ページ参照）。一方、異なる種類の株式の無償割当てを受けた場合の取得価額は0となります。つまり、その株式を売却したときは、売却対価の全額が譲渡益となります。

[3] 自己株式の取得と株主側の税金

かつては利益による株式の消却など一定の目的に限られていた自己株式の取得と保有が解禁され（金庫株）、一般的な取得・保有が会社に認められています。

会社が自己株式を取得する際（市場に

おける購入を除きます）に、株主が会社から金銭その他の資産の交付を受けた場合には、原則として、一定額の剰余金の配当を株主が受けたものとみなし、その利益についてみなし配当課税（83ページ参照）が行われます。

●保有株式の発行会社への譲渡に対する課税関係（個人の場合）

区分	譲渡株主の区分
相対取引 (未上場株式等)	みなし配当部分 → 配当課税（所得税20%の源泉徴収）
	みなし配当部分以外 → 譲渡益課税
市場買付け	全額譲渡益課税
公開買付け	相対取引と同様（所得税7%住民税3%の源泉徴収） (注) みなし配当課税が行われない特例は平成22年12月31日をもって廃止されました。

金庫株 自社株式のことをいいます。従来、商法では、自己株式の取得を自由に認めると、会社の財産的基礎を危うくするおそれがあることなどから、会社が自己株式を取得することを原則として禁止していました。

しかし、平成6年の商法改正により、①利益による株式消却のために行う自己株式取得の手続きの緩和が図られ、②使用人（従業員持株会を含みます）への譲渡のための自己株式取得などが認められました。さらに、平成9年の商法改正により、自己株式方式のストックオプションの権利行使時のための自己株式取得およびその保有が最長10年間まで認められました。

その後、平成13年の商法改正によりいわゆる金庫株が解禁となり、会社が目的を定めずに自己株式を一定の制約のもとで取得したり、継続して保有したりすることが認められるようになりました。

[4] 増資・株式分割等により取得した株式の取得価額の修正

増資・株式分割等によって新株を取得した場合、株主はその銘柄について取得

価額の修正を行わなければなりません。

増資や株式分割等で取得した新株を譲渡した場合、修正された取得価額をもとに譲渡益および税額が算出されることとなります。

したがって、売買単位未満株を譲渡した場合でも、その取得費は0ではなく旧株を株式分割後の所有株数で除した価額となり（52ページ参照）、上場株式等の売買単位未満株であれば譲渡益には軽減税率が適用されます（45ページ参照）。

[5] 合併・会社分割と税金

会社同士が合併した場合、消滅会社の株主は、合併比率に応じて、それまでの株式に代えて新しい会社の株式を受けることとなります。また、合併が行われた場合、合併会社の新株（このほかに、分割交付金として現金が送られてくることがあります）を割り当てられた株主については、原則として、一定額の利益を株主が受けたものとみなされ、みなし配当課税が行われます。

平成13年4月1日に創設された会社分割制度のうち、分割された事業等を引き継ぐ新設会社や承継会社の新株が、分割する会社の株主に割り当てられる分割型分割が行われた場合にも、原則としてみなし配当課税が行われます。

●増資・株式分割に伴う取得価額の修正

区 分	計 算 式
株主割当増資の場合 (新株の発行価額の全部 または一部の払込みを 要するものに限ります)	$\text{新 旧 株} \\ \text{1 株 当 たり} \\ \text{取 得 価 額} = \frac{\text{旧株 1 株} \\ \text{の 従 前 の} \\ \text{取 得 価 額} + \left\{ \left(\text{新株 1 株の} \\ \text{払 込 金 額} + \text{払 込 み による} \\ \text{取 得 の た め に} \\ \text{要 し た 費 用} \right) \times \text{旧株 1 株に} \\ \text{つ き 取 得 し} \\ \text{た 新 株 の 数} \right\}}{\text{旧株 1 株につき取得した新株の数} + 1}$
株式の分割の場合	$\text{分 割 後 の 所 有 株 式} \\ \text{1 株 当 たり 取 得 価 額} = \frac{\text{旧株 1 株の} \\ \text{従 前 の 取 得 価 額} \times \text{旧株の株数}}{\text{分 割 後 の 所 有 株 式 の 数}}$
株式の併合の場合	$\text{併 合 後 の 所 有 株 式} \\ \text{1 株 当 たり 取 得 価 額} = \frac{\text{旧株 1 株の} \\ \text{従 前 の 取 得 価 額} \times \text{旧株の株数}}{\text{併 合 後 の 所 有 株 式 の 数}}$

具体的には、合併、会社分割に際して会社から交付される資産の合計額のうち、資本金等の額に対応する金額を超える部分が配当とみなされて課税されます(84ページ参照)。

また、合併、会社分割に際して会社から交付される資産の合計額のうち、資本金等の額に対応する部分については、株式の譲渡による収入金額とみなされ、譲渡益課税の対象となります(84ページ参

照)。

ただし、平成13年4月1日以後に実施される合併、会社分割のうち、合併会社、承継会社等の株式以外に資産が交付されない等の一定の条件を満たす適格合併、適格分割に該当する会社については、みなし配当課税や譲渡益課税は行われず、割り当てられた新株の譲渡まで課税の繰延べが認められます。

[6] ストックオプションと税金

① ストックオプションとは

会社が発行する株式を一定の期間内に予め決められた価格で購入できる権利を新株予約権といい、このうち無償で付与された権利をストックオプションといいます。会社法上のストックオプションでは、権利付与対象者や権利行使期間等に制限はありません。

ストックオプションが行使されたときは、会社はその権利者に対し、会社の新株（または金庫株として保有していた自己株式）を渡すこととなります。

② ストックオプションに対する課税

ストックオプションの課税は原則として次のように行われます。

① ストックオプションの付与時

この時点では課税の対象になりません。

② ストックオプションの権利行使時

権利行使の日の株価と新株の発行価額（または自己株式の譲渡価額）の差額に対して課税されます。この場合の所得区分は、発行会社の付与目的や発行会社との関係等により、給与所得あるいは雑所得等となります。

③ 取得した株式の売却時

株式の売却価額と権利行使時の株

価との差額に譲渡益課税（申告分離課税）が行われます。証券会社等を通じて譲渡した上場株式等の場合は20%（所得税15%、住民税5%）の税率ですが、平成15年から平成25年末までの間の税率は10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されます。

なお、非上場株式や相対取引による譲渡益に対しては軽減税率が適用されませんから、税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされます。

③ 税制適格のストックオプション

一定の要件を満たす（税制適格）ストックオプションは、権利行使時に課税は行われず、将来の売却時まで課税が繰り延べられます。

したがって、売却時の譲渡益は株式の売却額と権利行使時の買取価額との差額となります。

① ストックオプションの権利を行使する者

① ストックオプションを付与した会社の役職員（取締役または使用人および執行役）

② 株式（出資）の50%超を保有する関連会社の役職員

③ ストックオプションの権利を行使できる役職員の相続人を含み、

大口株主等を除く

⑥ ストックオプションの要件

- ① 付与の決議の日から2年後から10年後までの間に権利行使すること
- ② 権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと
- ③ 1株当たりの権利行使価額が、ストックオプション契約締結の時点における1株当たりの価額に相当する金額以上であること
- ④ 新株予約権は譲渡してはならないこと
- ⑤ 権利行使による株式の譲渡または新株の発行が、新株の種類・数・譲渡または発行価額についての付与決議に反しないで行われるものであること
- ⑥ 権利行使による取得株式は、取得後直ちに、会社を通じて証券会社等に管理等信託されるものであること

〈注〉 税制適格ストックオプションの適用を受けて取得した株式であっても、上場株式等の優遇税率および上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除等については、それぞれの要件に該当する場合には適用できます。しかし、上場株式等のみなし取得費の特例（54ページ㊤参照）は適用できません。

④ ストックオプションに関する調書

ストックオプションによる課税の繰延べを受ける株式と他の株式とを区別するために、次の規定が設けられています。

- ・ストックオプションを付与する会社は、その権利の付与に関する調書（付与した役職員の氏名と住所、付与した株数、1株当たりの行使価額等を記載したもの）を翌年の1月31日までにその会社の本店所在地の所轄税務署に提出しなければなりません。
- ・保管の委託を受けた証券会社等は、そのストックオプション株式の異動状況に関する調書を、各人別に、毎年翌年の1月31日までにその証券会社等（その保管の委託または管理等信託にかかる営業所等）の所在地の所轄税務署に提出しなければなりません。
- ・ストックオプション株式を発行した会社は、ストックオプションの行使があった場合には、その行使をした者の氏名、住所、行使年月日、その行使により発行等した新株等の数等を記載した調書を、その会社の本店所在地の所轄税務署に提出しなければなりません。

5 株式ミニ投資・株式累積投資と税金

① 株式ミニ投資に対する課税

個人投資家の株式投資を促進するために設けられた株式ミニ投資では、通常の売買単位の10分の1単位で取引ができます。

例えば、売買単位が1,000株の銘柄の場合ですと、100株単位で売買できるわけです。

株式ミニ投資の譲渡益課税については、一般の株式と同じ取扱いとなり、申告分離課税の対象となります(第II章1[2](46ページ)参照)。

なお、株式ミニ投資の配当金に対する課税方式については一般の株式と同様ですので、第II章3(76ページ)を参照してください。

② 株式累積投資に対する課税

株式累積投資は、個人投資家の長期的・安定的な株式投資の促進を図るために設けられたもので、月々1万円からの少額資金で株式投資を始めることができます。

株式累積投資で買い付けた株式の合計数が売買単位株数に達した場合は、売買単位株数の部分については一般の株主として扱われます。

株式累積投資の譲渡益に対する課税については、一般の株式と同じように申告分離課税の対象となります。

株式累積投資の配当金(加入者の持分に応じて按分される金額)については、株式ミニ投資とは異なり税引き後の手取金額が元本の再投資に回されますが、課税方式については一般の株式と同様ですので、第II章3(76ページ)を参照してください。